

令和7年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・ 指定介護予防支援事業所実地指導について

1. 検査・指導概要

(1) 実施時期

令和7年10～11月で8包括の実地検査・指導を実施

(2) 目的及び根拠

	地域包括支援センター・アウトリーチ	指定介護予防支援事業所
目的	業務委託契約内容の履行確認のため	適切な運営の確認のため
根拠	地方自治法第234条の2	介護保険法第23条

(3) 実施方法

- ・ 下記の検査内容のヒアリングと書類の確認
- ・ 執務室内の確認

(4) 結果

P.2～4の通り。法人・包括へは検査終了後に送付。
指摘事項はなし。

2. 当日検査内容

(1) 地域包括支援センター（駒込サブセンター含む）及びアウトリーチ事業の主な確認事項

①職員について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員配置について ・ 超過勤務、職員の健康管理について ・ 研修や勉強会へ積極的な参加について 等
②個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の管理について ・ マイナンバー記載書類の取り扱いについて ・ セキュリティ関連の研修について 等
③執務室内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室内やキャビネットの整理について ・ 相談窓口設置状態について ・ パンフレット類の整理について
④アウトリーチ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策事業等の実施及び支援について ・ 地域の見守りネットワークづくりについて
⑤総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付管理等事務処理について
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫について

(2) 指定介護予防支援事業所の主な質問事項

①人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置・管理者について
②運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援の提供の開始時の説明について ・ 運営規定の記載事項について ・ 苦情処理、事故発生時の対応について
③介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス計画の作成について ・ サービス原案における利用者及び家族の意見の反映について

3. 検査結果

	評価する点	改善を求める点
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・2層とCSWとの連携を日常的に行っている。また、施設との連携もよく、各委員会も効率良く一体的に行っている。地域のサロンの様子の共有や街づくり検討会への出席など意識的に行っている。(菊かおる園) ・医療職、社会福祉士を含めた複数職員での対応を意識しており、チームアプローチで対応している。(東部・中央) ・駒込サブセンターの職員は当センター終了後週に3回東部包括に戻りケース内容等の共有をしている。(駒込サブセンター) ・複雑なケースは関係機関で集まって方向性を決めている。また、毎月、1・2層、CSW、区、高田介護予防センター等と広報検討会で地域での困りごと等の情報共有を行っている。(ふくろうの杜) ・多職種連携として事業所と連携。(医師会) ・地域の課題をいけよんプロジェクトで意見を集約している。また、男性に対し、歴史講座を開催。(いけよんの郷) ・相談相手が男性の場合は、男女ペアになるよう組み対応している。(アトリエ村) ・異動職員向けのマニュアル作成している。(西部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・月報の詳細の件数に齟齬[智竹1]があるので確認し、修正を依頼する。(全包括) ・個別会議検討シートの記載漏れがあったので、漏れなく記入すること。(東部・ふくろうの杜・医師会・いけよんの郷・西部) ・保健師等の退職の為、欠員が9月途中まで続いた。(ふくろうの杜)

	評価する点	改善を求める点
アウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・北大塚都営住宅の建て替えによる転居支援、町会や防災訓練のイベントで出前講座を開催するなど地域での活動に力を入れている。また、包括や2層とも協力して活動している。(菊かおる園) ・マンションの管理人への挨拶回りや、配食、リボンサービスをはじめ社会資源に関する情報提供に取り組んでいる。また、三職種や2層と連携した見守り体制を構築している。(東部) ・作品展やあみものひろばを開催し高齢者の交流の場を設けている。また、見守り通信やSNSを通じて、高齢者だけでなく高齢者を支える人にも広く情報を発信している。(中央) ・2層やCSWと定期的に情報交換を実施している。民児協への毎月の出席、高齢者クラブやNPOとの連携により、地域との関係構築に力を入れている。(ふくろうの杜) ・他圏域の見守り担当とのイベント開催や、協定事業者の協力のもと配食試食会を実施している。また、昨年引き続き「涼めるマップ」や出張相談会に取り組み、継続した見守り活動を行っている。(豊島区医師会) ・2層やCSWとの協力だけでなく、町会のイベントへの参加や高齢者クラブでの周知を行っている。また、浴場と協力し、男性をターゲットとしたサロンを立ち上げなど課題の解決にも力を注いでいる。(いけよんの郷) ・ボランティアや退任された民生委員と協力して自主グループ活動を行っている。また、2層やあんしん支援員とも定期的に交流し、見守りの担い手同士の関係構築に努めている。(アトリエ村) ・2層やCSWと声を掛け合い地域の様々な集まりに参加している。また、包括版のAyamuや見守り独自のチラシを作成しており、情報収集だけでなく共有と発信も工夫して行っている。(西部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3圏域の包括(中央、ふくろうの杜、いけよんの郷)にて、欠員が発生していた。現在は、いけよんの郷を除き、2名の配置となっている。 →いけよんの郷：11/1～1名病休 ・10/1以降見守り支援事業担当を3名配置することができるようになった。各包括においては、増員に向けた人材の確保、配置をお願いしたい。

	評価する点	改善を求める点
指定介護予防支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント費の請求方法が変更となっているが、概ね誤りなく請求事務処理が出来ている。(全包括) ・利用者ごと重要事項説明書・契約書の管理簿を作成し管理し、書類の管理方法も統一され事業所内で共有されていた。(中央) ・契約書、重要事項説明書等の管理において、利用者名(五十音順)にて整理されていた。(菊かおる園・東部・アトリエ村) ・介護予防通所事業(A6)およびとしま入浴通所サービス利用者の全ケースについて、入浴の位置づけの根拠・頻度・留意点の記載および利用者への説明・同意・交付が行われていた。(中央・アトリエ村・西部) ・包括担当ケースの介護予防ケアマネジメントAでのモニタリングは必要な項目が網羅されかつ簡潔に記載されていた。(菊かおる園・東部・中央・ふくろうの杜・医師会・西部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの監督・検査において、概ね指摘することはなかった。 ●給付に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・委託連携加算の算定要件等について、改めて説明を行う。(菊かおる園・医師会・いけよんの郷)→正しい内容で請求するよう伝えた。 ・入浴サービスを利用した場合の「月額包括報酬」の算定方法について、改めて説明を行う。(中央) ・暫定プランの取り扱いについて、包括内での共有を図るよう伝える。(アトリエ村) ●契約に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書に日付の記載がないものがあつた。(菊かおる園・東部・アトリエ村) ●ケアマネジメントプロセスに関すること <ul style="list-style-type: none"> ・包括担当のケアマネジメントにおいて、アセスメントから評価までの一連の流れの一部が記録[智竹2]にて確認できなかった。(菊かおる園・東部・中央・ふくろうの杜・医師会・いけよんの郷・アトリエ村・西部) ・ケアプランの期間が終了している再委託ケースにおいて、アセスメントから評価までの一連または一部の記録[智竹3]がないケースがあつた。(菊かおる園・東部・中央・ふくろうの杜・アトリエ村) ・介護予防通所事業のうち、入浴サービスを利用している再委託ケースについて、入浴の位置づけの根拠・頻度・留意点の記載[智竹4]について一部不足していた。(菊かおる園・東部・ふくろうの杜・医師会・いけよんの郷) ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の策定や感染症の予防まん延の防止のための措置、虐待の防止における委員会や研修、訓練の開催について開催日、出席者、内容の記録[智竹5]が一部確認できなかった。(ふくろうの杜・医師会・いけよんの郷・アトリエ村・西部)